

電子入札案件に紙入札により参加する場合の注意事項

令和7年4月1日

東御市は、「長野県市町村電子入札システム」の共同利用による運用を開始し、従来の紙での入札から、当該システムによる電子入札へ令和7年度より順次移行いたします。

電子入札システムを利用して入札を行うためには、ＩＣカードの取得（購入）や利用者登録などの事前準備が必要となることから、従来の入札書による紙入札も可能とする期間（一部運用期間）を設定しています。

電子入札案件に紙入札により参加する場合の注意事項を下記のとおりまとめましたので、従来の紙での入札とは異なる点などにご留意いただき、紙入札での入札を予定している事業者の方におかれましては、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

なお、この注意事項につきましては、今後のシステムの運用状況に伴い逐次改定するものとします。

1 入札書の提出方法について

入札書の提出方法は、入札方式により異なります。

(1) 事後審査型一般競争入札

従来のとおり、日本郵便株式会社東御郵便局留で提出してください。

※詳細は東御市事後審査型一般競争入札に伴う郵便入札実施要綱をご確認ください。

(2) 指名競争入札

①一般書留又は簡易書留により、東御市役所総務課契約財産係宛（〒389-0592 長野県東御市 281-2）に郵送してください。

②封筒は、外封筒（郵送用）と内封筒（入札書封入用）の二重封筒としてください。

③内封筒には入札書一通のみを入れて封かんしてください。入札書の日付は入札日としてください。

内封筒表面には「入札日」及び「件名」を記載してください。

④外封筒表面には、「件名」とあわせて「入札書在中」と記載してください。

※持参による提出も受け付けます。二重封筒に封かんして提出してください。

2 入札書の提出期間について

(1) 事後審査型一般競争入札

入札公告をご確認ください。

(2) 指名競争入札

指名通知をご確認ください。

3 くじ番号の記載について（入札書）

電子入札への移行により、原則として会場での開札は行いません。予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低額の入札が複数あった場合につきましては、従来のくじ棒によるくじ引きを行うことができませんので、今後は電子入札システムの機能である「電子くじ」により、落札者又は落札候補者を決定いたし

ます。

つきましては、紙入札者が電子くじに参加することができるよう、入札書の備考欄に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載のうえ入札書を提出してください。

※記載例 … 「電子くじ番号 ○○○」

市ホームページの次の場所に紙入札に使用可能な入札書様式を掲載しています。

トップページ>事業者の皆様へ>契約関連情報>東御市電子契約スタートページ

なお、入札書にくじ番号の記載がない場合、または記載されたくじ番号が判読できない場合等につきましては、入札執行者が任意の電子くじ番号を登録するものとし、当該入札書を提出した入札者は、その登録されたくじ番号について異議を申し立てることができないものとします。

※詳細はホームページ掲載の東御市電子入札実施要綱第10条2項をご確認ください。

4 「紙入札参加申請書」の提出について

東御市電子入札実施要綱第8条に基づき、電子入札案件に紙入札により参加する場合は、「紙入札参加申請書」（別記様式（第8条関係）、以下「申請書」という。）の提出により市の承諾を得てください。一部運用期間中も含め、入札を予定している案件につきましては必ずご提出ください。

提出先、提出方法及び提出期間は下記のとおりです。

①提出先 東御市役所 総務課 契約財産係

②提出方法 郵送または持参により提出してください。

③提出期間 公告日・指名通知日～公告又は指名通知記載の提出期日の17:15までに到着したもの

※原則として上記の期間で設定しますが、祝日等の配置によっては設定期日の変更となる可能性がありますので、入札公告や指名通知を必ずご確認ください。

※「紙入札申請書の提出がない業者から提出された入札書につきましては、無効といたしますので、十分にご注意ください。

なお、一部運用期間中に公告する案件につきましては、入札情報システムに掲載する設計図書等とともに理由を入力した申請書を掲載いたします。提出日及び業者名等の必要事項を記載し、押印のうえ提出してください。